

2026年度前半期分 授業料免除(大学独自制度)
申請者の皆様へ(大学院生のみ)

「所得・課税証明書」の提出について

下記の期限までに「令和8(2026)年度所得・課税証明書」を提出してください。(申請要領を確認)

■提出期限：2026年6月12日(金) 午後5時00分

受付時にお渡しした黄色の紙:「令和8(2026)年度所得・課税証明書の提出等について」
についても一緒に添付して提出してください。(郵送で申請した方を除きます。)

岡山市役所では
6月1日(月)から発
行されます!

■提出先：学務部学生支援課(一般教育棟A棟2階) 7番窓口

※次の学生の皆様は、所属研究科の教務担当に提出してください。

・医歯薬学総合研究科(医歯学系) ・保健学研究科

【重要】

- ①申請書に添付した**収入の証明書**と**所得・課税証明書**で証明された**金額に違いがある場合は不備書類**となります。差額を示す収入の証明書等を用意して、窓口に出してください。
- ②期限までに提出がない場合は書類不備として選考から除外することがあります。
市役所等での発行の時期が遅いため期限までに間に合いそうにない場合は、**必ず事前に申し出てください。**
- ③所得・課税証明書は、提出前に必ず**コピー**を保存しておいてください。

令和8 (2026)年度所得・課税証明書の提出等について

下記の提出期限までに 令和8年度所得・課税証明書（令和7年分の所得が記載されたもの）を
担当窓口に提出してください。

《《 期限までに提出がない場合は、書類不備として 選考から除外 することがあります。》》

1. 所得・課税証明書の提出者・提出期限・提出先

【太枠内を記入してください】

| 続柄 | | 学生番号 | | | | | | | |
|---------------------|------------|----------|--|--|--|--|--|--|--|
| ○で囲んだ方について提出してください。 | | 提出する方の氏名 | | | | | | | |
| 1 | 本人 | | | | | | | | |
| 2 | 父 (配偶者) | | | | | | | | |
| 3 | 母 | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | |

【提出期限】

6月12日(金) 午後5時

○ 提出先

学生支援課 授業料免除担当

(大学独自制度)⑦窓口

(鹿田キャンパスの学生は、それぞれの担当窓口に提出してください。)

○ 提出物

- ・ 所得・課税証明書 (所得と課税額の両方が確認できる証明書)
- ・ この用紙 (黄色い紙)

※ 上表4については、父母ともいない場合の家計支持者についてのみ記入してください。

2. 所得・課税証明書の発行時期

令和8年度(令和7年分)所得・課税証明書は、今年の1月1日に住所のあった市区町村役場にて、5月下旬～6月上旬頃に発行されます。【岡山市役所では、6月1日(月)から、コンビニ交付については翌営業日から交付される予定です。】

※ 市区町村役場により、発行開始の時期が異なります。事前に、発行開始の時期を確認しておいてください。

※ 市区町村役場による発行開始が提出期限の直前となるため提出が遅れる場合や、発行開始の時期が上記の提出期限よりも遅い場合は、事前に免除担当に申し出てください。

所得・課税証明書提出前の注意(必ず確認してください。)

- 提出前に必ず、申請要領のP.5～6(留学生用の申請要領ではP.8～9)所得・課税証明書提出時の注意事項を確認してください。
- 追加や再提出が求められた書類を提出しない場合は、選考の対象外となりますので注意してください。
 - ※ 収入の無い方、非課税の方の書類も提出が必要です。
 - ※ 所得・課税証明書の金額と授業料免除申請書類の金額に差額がある場合は、差額に関する証明書(源泉徴収票等)の提出が必要です。

3. 授業料免除の選考結果・授業料納入

○ 免除選考の決定時期 : 7月下旬(予定)

免除選考の決定までに転居する方は必ず申し出てください。

○ 免除結果が不許可 又は 半額免除 となった場合

免除選考の通知から支払いの期限までの期間が短いため、授業料の支払期限には十分に注意してください。

口座振替による納入(引落日): 結果通知月の27日(休日の場合は翌営業日)

振込用紙による納入期限 : 結果通知月の末日

納入方法や納入期限について不明な場合は、所属学部等の会計担当に確認してください。

授業料免除申請書類の提出後の **注意事項**

授業料免除申請要領の **9注意事項** (留学生用では **8注意事項**) を再度、よく確認してください。

1. 申請書類の提出後の状況変更について

申請書類の提出後、4月1日時点の家庭状況・家計状況等に変更が生じた場合は、必ず、速やかに免除申請の担当窓口へ申し出てください。(状況変更の内容によっては、追加書類の提出が必要となる場合があります。)

状況変更のあった状況についての申し出がなかった場合、虚偽の申請と見なして、選考から除外する場合や、選考結果の取り消しとなる場合があります。

【申し出が必要な例】

- 世帯の人数構成が変わった場合
- 学生本人や父母（配偶者又は父母に代わる家計支持者）の収入状況が変わった場合
 - ・雇用形態が変わった場合
 - ・新たに勤務を開始した場合や、仕事を辞めた場合など
 - ・新たな手当や年金を受給するようになった場合、手当の額や年金の額が変更になった場合など
- 申請書類提出時には判明していなかった家族等の勤務状況や収入等が判明した場合
- 本人の通学状況（自宅と自宅外の別）に変更があった場合
- 兄弟姉妹等の就学者の状況に変更があった場合（進学や卒業等）や、通学状況（自宅と自宅外の別）に変更があった場合
- 特別控除の要件に関する状況に変更があった場合
- 独立生計者としての要件に関する状況に変更があった場合
- 申請者本人が転居または連絡先を変更した場合
- その他、家庭状況・家計状況に変更のあった場合

2. 申請書類の提出後の連絡について

申請書類の再点検の結果、後日、追加の書類提出をしていただくことがあります。

本学職員の指定する期限までに必要な追加の書類提出が完了しない場合は、選考の対象から除外します。

大学からの連絡は、申請書に記載の本人の電話番号あて、又は、岡山大学が付与しているGメールあてに行います。

岡山大学Gメールは、必ず、確認できるようにしておいてください。

※ 必要に応じて、各自が普段使うメールアドレスに転送する等の設定をしておいてください。

※ 大学から申請者へ連絡が付かない場合は、選考の対象から除外します。

3. 前後半期一括申請者の後半期提出書類・状況変更について

後半期の申請期間に様式 1-②のコピーと封筒（長型 3号 120mm×235mm）を提出してください。

- ※ 申請期間内に書類が提出されない場合は、後半期分の授業料免除の選考の対象外となります。
- ※ 申請内容に変更が生じた場合は、後半期の申請期間中に「前後半期一括申請変更申立書」を提出の上、改めて後半期分の申請を行ってください。(家計状況・家族状況・就学状況等)
- ※ 申請要領の P.2 **前後半期一括申請について**を熟読の上、必要な手続きを取ってください。